

資料編

# 資料編

## 1. 子どもの生活実態調査（平成29年8月実施 概要）

### （1）調査の実施概要

#### ①調査の目的

本市では、「東大阪市子どもの未来応援プラン」策定のために、子どもの生活実態と子どもたちが置かれている状況を把握するため、小学校5年生、中学校2年生、16・17歳とその保護者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

#### ②調査の概要

調査対象者：本市に住んでいる小学5年生、中学2年生、16・17歳とその保護者。

抽出方法：住民基本台帳を基に無作為抽出。

調査方法：郵送による配布、回収。

表 配布数及び回収数（回収率）

種類	配布数	回収数	回収率（%）
子ども（※1）	2,000件	637件	31.9%
小学5年生	1,000件	347件	34.7%
中学2年生	1,000件	281件	28.1%
16・17歳	1,000件	222件	22.2%
保護者（※2）	3,000件	874件	29.1%
小学5年生の保護者	1,000件	346件	34.6%
中学2年生の保護者	1,000件	280件	28.0%
16・17歳の保護者	1,000件	221件	22.1%

※1：子どもの学年無回答分を含みます。

※2：子どもの学年・年齢不明分を含みます。

#### ③報告書の見方

##### ア. 報告書の留意点

- 集計結果は、すべて小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがあります。
- 複数回答の質問では比率の合計が100%とならない場合があります。
- グラフの中の「N=\*\*\*」は、集計母数を表しています。
- 回答比率（%）は、その質問の回答者数を基数（N=Number of case）として算出しています。
- 本文中の表等において、選択肢が長い文章となる際に簡略化している場合があります。
- 記載の中で「小・中学生」とあるものは本市に住んでいる小学校5年生と中学校2年生を対象としたアンケートの結果、「16・17歳」とあるものは本市に住んでいる16・17歳を対象

象としたアンケート結果を表しています。「保護者」とあるものは調査対象者である小・中学生、16・17歳の保護者を対象としたアンケートの結果を表しています。

### イ. 困窮度によるクロス集計分析

本市では「子どもの生活に関する実態調査」より、保護者の調査項目の世帯所得額から等価可処分所得を算出し、困窮の程度を4つの層に分類したうえで、調査項目について考察しました。

子どもと保護者からの回答内容に対する、困窮度や世帯状況によるクロス集計から分析した結果、子どもの生活や学習、保護者の生活や経済状況、社会とのつながり、子どもの居場所についての考え等について、さまざまな現状が見えてきました。

図：等価可処分所得による困窮度

	中央値以上	等価可処分所得最大値	50.75%
	困窮度Ⅲ	234.78万円 中央値（端から数えて真ん中に位置する値）のライン	29.33%
	困窮度Ⅱ	140.87万円 中央値の60%のライン	6.96%
	困窮度Ⅰ (OECD作成基準)	117.39万円 (= 貧困線)	12.96%
		等価可処分所得最小値	

実際の生活上の体験や困りごと等を把握し、多面的に情報を分析するための指標として、「等価可処分所得」を基に区分した「困窮度」を用います。

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を示しています。このときの貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいい、この算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づくものとなっています（なお、ユニセフの報告書では、等価可処分所得の60%を採用しています）。

国民生活基礎調査は所得額について、詳細な記述を求め、算出しています。本市で実施した「子どもの生活に関する実態調査」は世帯の所得額については、回答者の負担感等を考慮し、平成28年中の手取り収入を50万～100万円の幅を持たせた選択肢で回答を求めました。そのため、国の貧困線の算出方法で用いる「等価可処分所得」の中央値には、選択肢の上限値と下限値の平均値を世帯人員の平方根で割って調整した値を当てはめています。

（例）世帯所得が「500～550万円」で世帯人員が5人の場合、世帯所得を525万円として算出します。525  $\div \sqrt{5} \approx 234.8$ 万円

このように算出した等価可処分所得の中央値（234.78万円）の50%未満の層を「困窮度Ⅰ」、50%以上60%未満の層を「困窮度Ⅱ」、60%以上中央値未満の層を「困窮度Ⅲ」、中央値以上を「中央値以上」の4つの層に分類しています。

なお、大阪府内全自治体における相対的貧困率は14.9%（127.5万円）、本市の相対的貧困率は12.96%（117.39万円＝貧困線）でした。

## （2）調査の結果

### ①世帯人数

各世帯構成における世帯人数について一覧にしています。母子世帯では「3人世帯」が最も多く、父子世帯では「4人世帯」が最も多い結果でした。

	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	無回答	合計
母子世帯	24	60	51	20	1	2	1	159
	15.1%	37.7%	32.1%	12.6%	0.6%	1.3%	0.6%	100.0%
父子世帯	5	3	18	8	2	0	0	36
	13.9%	8.3%	50.0%	22.2%	5.6%	0.0%	0.0%	100.0%
2世代世帯	3	75	360	143	25	6	0	612
	0.5%	12.3%	58.8%	23.4%	4.1%	1.0%	0.0%	100.0%
3世代世帯	0	0	5	22	15	10	0	52
	0.0%	0.0%	9.6%	42.3%	28.8%	19.2%	0.0%	100.0%
その他	0	2	1	2	7	2	1	15
	0.0%	13.3%	6.7%	13.3%	46.7%	13.3%	6.7%	100.0%
合計	32	140	435	195	50	20	2	874
	3.7%	16.0%	49.8%	22.3%	5.7%	2.3%	0.2%	100.0%

## ②世帯の子どもの人数

各世帯構成における子どもの人数について一覧にしています。母子世帯、父子世帯ともに「子ども2人」が最も多い結果でした。

	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	合計
母子世帯	42	77	34	5	0	1	0	159
	26.4%	48.4%	21.4%	3.1%	0.0%	0.6%	0.0%	100.0%
父子世帯	8	17	10	1	0	0	0	36
	22.2%	47.2%	27.8%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
2世代世帯	76	363	142	26	1	4	0	612
	12.4%	59.3%	23.2%	4.2%	0.2%	0.7%	0.0%	100.0%
3世代世帯	6	31	8	5	2	0	0	52
	11.5%	59.6%	15.4%	9.6%	3.8%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	5	5	3	1	0	0	1	15
	33.3%	33.3%	20.0%	6.7%	0.0%	0.0%	6.7%	100.0%
合計	137	493	197	38	3	5	1	874
	15.7%	56.4%	22.5%	4.3%	0.3%	0.6%	0.1%	100.0%

## ③住まいの状況

各世帯構成における住まいの状況について一覧にしています。母子世帯、父子世帯ともに「持ち家（親・きょうだいの名義を含む）」が最も多い結果でした。

	持ち家 (親・ きょうだいの名義 を含む)	府営・市 営住宅	UR賃貸 住宅・公 社賃貸住 宅	民間の賃 貸住宅	官舎・社 宅	その他	無回答	合計
母子世帯	94	7	3	50	1	3	1	159
	59.1%	4.4%	1.9%	31.4%	0.6%	1.9%	0.6%	100.0%
父子世帯	33	0	0	1	2	0	0	36
	91.7%	0.0%	0.0%	2.8%	5.6%	0.0%	0.0%	100.0%
2世代世帯	535	4	6	60	6	1	0	612
	87.4%	0.7%	1.0%	9.8%	1.0%	0.2%	0.0%	100.0%
3世代世帯	49	0	0	1	2	0	0	52
	94.2%	0.0%	0.0%	1.9%	3.8%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	12	0	0	2	0	0	1	15
	80.0%	0.0%	0.0%	13.3%	0.0%	0.0%	6.7%	100.0%
合計	723	11	9	114	11	4	2	874
	82.7%	1.3%	1.0%	13.0%	1.3%	0.5%	0.2%	100.0%

④前年の家計状況

各世帯構成における前年の家計状況について一覧にしています。母子世帯では「赤字でも黒字でもない」が最も多く、父子世帯では「貯蓄ができています」が最も多い結果でした。

	貯蓄ができています	赤字である	赤字でも黒字でもない	わからない	無回答	合計
母子世帯	31	51	67	10	0	159
	19.5%	32.1%	42.1%	6.3%	0.0%	100.0%
父子世帯	15	9	9	2	1	36
	41.7%	25.0%	25.0%	5.6%	2.8%	100.0%
2世代世帯	229	130	210	36	7	612
	37.4%	21.2%	34.3%	5.9%	1.1%	100.0%
3世代世帯	18	13	20	1	0	52
	34.6%	25.0%	38.5%	1.9%	0.0%	100.0%
その他	4	5	4	1	1	15
	26.7%	33.3%	26.7%	6.7%	6.7%	100.0%
合計	297	208	310	50	9	874
	34.0%	23.8%	35.5%	5.7%	1.0%	100.0%

⑤赤字の対処方法

各世帯構成における赤字の対処方法について一覧にしています。母子世帯、父子世帯ともに「貯金、預金のとりくずし」が最も多い結果でした。

	貯金、預金のとりくずし	親や親族などからの仕送り	金融機関等からの借り入れ	その他	無回答	合計
母子世帯	36	3	9	2	1	51
	70.6%	5.9%	17.6%	3.9%	2.0%	100.0%
父子世帯	7	0	2	0	0	9
	77.8%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	100.0%
2世代世帯	86	9	25	7	3	130
	66.2%	6.9%	19.2%	5.4%	2.3%	100.0%
3世代世帯	8	1	3	1	0	13
	61.5%	7.7%	23.1%	7.7%	0.0%	100.0%
その他	2	0	1	2	0	5
	40.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%	100.0%
合計	139	13	40	12	4	208
	66.8%	6.3%	19.2%	5.8%	1.9%	100.0%

⑥子どものための貯蓄

各世帯構成における子どものための貯蓄について一覧にしています。母子世帯では「貯蓄をしたいができていない」が最も多く、父子世帯では「貯蓄をしている」が最も多い結果でした。

	貯蓄をしている	貯蓄をしたいができていない	貯蓄をするつもりはない	無回答	合計
母子世帯	70	86	0	3	159
	44.0%	54.1%	0.0%	1.9%	100.0%
父子世帯	20	16	0	0	36
	55.6%	44.4%	0.0%	0.0%	100.0%
2世代世帯	385	219	3	5	612
	62.9%	35.8%	0.5%	0.8%	100.0%
3世代世帯	32	20	0	0	52
	61.5%	38.5%	0.0%	0.0%	100.0%
その他	6	8	0	1	15
	40.0%	53.3%	0.0%	6.7%	100.0%
合計	513	349	3	9	874
	58.7%	39.9%	0.3%	1.0%	100.0%

⑦経済的な困窮の経験（複数回答可）

各世帯構成における経済的な困窮の経験について一覧にしています。

	食費を切りつめた	電気・ガス・水道などが止められた	医療機関を受診できなかつた	国民健康保険料の支払いが滞ったことがある	国民年金の支払いが滞ったことがある	金融機関などで借金をしたことがある	クレジットカードの利用が停止になったことがある	新しい服や靴を買うのを控えた	新聞や雑誌の購読を控えた	スマートフォンなどの切り替え・利用を断念した	冠婚葬祭のつきあいを控えた	生活の見通しがたなくなつたことがある	鉄道やバスの利用を控えた	自転車やバイクの購入を控えた	電話（固定・携帯）などの通話料の支払いが滞ったことがある	家賃や住宅ローンの支払いが滞ったことがある	趣味やレジャーの出費を減らした	冷暖房の使用を控えた	友人・知人との外出を控えた	献金・保証金等を用意できないので、住み替え・転居を断念した	理髪店・美容院に行く回数減らした	子ども部屋が欲しかったがなかった	どれもあてはまらない	有効回答数
母子世帯	79	3	7	14	13	14	7	99	68	20	20	61	44	12	11	94	57	77	16	91	32	21	159	
	49.7%	1.9%	4.4%	8.8%	8.2%	8.8%	4.4%	62.3%	42.8%	12.6%	12.6%	38.4%	27.7%	7.5%	6.9%	59.1%	35.8%	48.4%	10.1%	57.2%	20.1%	13.2%	100.0%	
父子世帯	15	1	1	0	0	4	1	16	11	2	3	7	5	1	1	21	9	11	0	9	0	7	36	
	41.7%	2.8%	2.8%	0.0%	0.0%	11.1%	2.8%	44.4%	30.6%	5.6%	8.3%	19.4%	13.9%	2.8%	2.8%	58.3%	25.0%	30.6%	0.0%	25.0%	0.0%	19.4%	100.0%	
2世代世帯	219	8	14	24	32	41	14	269	158	35	20	101	76	14	18	278	141	150	7	173	41	171	612	
	35.8%	1.3%	2.3%	3.9%	5.2%	6.7%	2.3%	44.0%	25.8%	5.7%	3.3%	16.5%	12.4%	2.3%	2.9%	45.4%	23.0%	24.5%	1.1%	28.3%	6.7%	27.9%	100.0%	
3世代世帯	21	1	1	2	3	2	1	21	13	6	1	7	1	1	1	25	9	15	1	15	6	14	52	
	40.4%	1.9%	1.9%	3.8%	5.8%	3.8%	1.9%	40.4%	25.0%	11.5%	1.9%	13.5%	1.9%	1.9%	48.1%	17.3%	28.8%	1.9%	34.6%	11.5%	26.9%	100.0%		
その他	7	0	1	2	3	2	2	11	4	2	1	9	4	1	0	9	3	7	0	9	1	1	15	
	46.7%	0.0%	6.7%	13.3%	20.0%	13.3%	13.3%	73.3%	26.7%	13.3%	6.7%	60.0%	26.7%	6.7%	0.0%	60.0%	20.0%	46.7%	0.0%	60.0%	6.7%	6.7%	100.0%	
合計	341	13	24	42	51	63	25	416	254	65	45	185	136	29	31	427	219	260	24	300	80	214	874	
	39.0%	1.5%	2.7%	4.8%	5.8%	7.2%	2.9%	47.6%	29.1%	7.4%	5.1%	21.2%	15.6%	3.3%	3.5%	48.9%	25.1%	29.7%	2.7%	34.3%	9.2%	24.5%	100.0%	

⑧母親の最終学歴

母親の最終学歴は、母子世帯では「高校卒業」（40.3%）が最も多く、次いで「高専、短大、専門学校等卒業」（35.2%）でした。

	中学校卒業	高等学校中途退学	高等学校卒業	高専、短大、専門学校等卒業	大学卒業	大学院修了	その他の教育機関卒業	答えたくない	無回答	合計
母子世帯	14	6	64	56	14	0	2	2	1	159
	8.8%	3.8%	40.3%	35.2%	8.8%	0.0%	1.3%	1.3%	0.6%	100.0%

⑨父親の最終学歴

父親の最終学歴は、父子世帯では「高等学校卒業」(41.7%)が最も多く、次いで「大学卒業」(33.3%)でした。

	中学校卒業	高等学校中途退学	高等学校卒業	高専、短大、専門学校等卒業	大学卒業	大学院修了	その他の教育機関卒業	答えたくない	無回答	合計
父子世帯	0	0	15	7	12	2	0	0	0	36
	0.0%	0.0%	41.7%	19.4%	33.3%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

⑩母親の就業状況（複数回答）

母親の就業状況は、母子家庭では「パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務」(45.9%)で最も多く、次いで「常勤・正規職員」(30.2%)でした。

	常勤・正規職員	パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務	パート・アルバイト・非正規職員で2カ所以上に勤務	自営業・家業	その他の就業形態	仕事を探している	仕事を探していない	有効回答数
母子世帯	48	73	4	9	2	12	13	159
	30.2%	45.9%	2.5%	5.7%	1.3%	7.5%	8.2%	100.0%

⑪父親の就業状況（複数回答）

父親の就業状況は、父子家庭では「常勤・正規職員」(91.7%)で最も多く、次いで「パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務」「自営業・家業」(ともに5.6%)でした。

	常勤・正規職員	パート・アルバイト・非正規職員で1カ所に勤務	パート・アルバイト・非正規職員で2カ所以上に勤務	自営業・家業	その他の就業形態	仕事を探している	仕事を探していない	有効回答数
父子世帯	33	2	0	2	0	0	0	36
	91.7%	5.6%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%



⑫子どもに関する経済的な困窮の経験

子どもに関する経済的な困窮の経験について一覧にしています。

	子どもを医療機関に受診させることができなかった	子どもの進路を変更した	子どもの本や絵本が買えなかった	子どもにおこづかいを渡すことができなかった	子どもに新しい服や靴を買えなかった	子どもを学校の遠足や修学旅行へ参加させることができなかった	子どもを習い事に通わすことができなかった	子どもを学校のクラブ活動に参加させることができなかった	子どもを学習塾に通わすことができなかった	子どもの誕生日を祝えなかった	子どもをお年玉あげることができなかった	子どもの学校行事などに参加することができなかった	子ども会、地域の行事(祭りなど)の活動に参加することができなかった	家族旅行(テーマパークなど)の日帰りのおでかけ(含む)ができなかった	どれにもあてはまらない	有効回答数
母子世帯	2 1.3%	10 6.3%	16 10.1%	44 27.7%	37 23.3%	1 0.6%	37 23.3%	2 1.3%	39 24.5%	6 3.8%	21 13.2%	9 5.7%	7 4.4%	56 35.2%	57 35.8%	159 100.0%
父子世帯	0 0.0%	1 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 16.7%	23 63.9%	36 100.0%
2世代世帯	5 0.8%	10 1.6%	20 3.3%	35 5.7%	51 8.3%	0 0.0%	50 8.2%	4 0.7%	47 7.7%	5 0.8%	17 2.8%	2 0.3%	3 0.5%	91 14.9%	364 59.5%	612 100.0%
3世代世帯	1 1.9%	1 1.9%	3 5.8%	5 9.6%	6 11.5%	0 0.0%	2 3.8%	0 0.0%	3 5.8%	0 0.0%	1 1.9%	1 1.9%	1 0.0%	4 7.7%	30 57.7%	52 100.0%
その他	1 6.7%	0 0.0%	2 13.3%	4 26.7%	4 26.7%	0 0.0%	3 20.0%	0 0.0%	4 26.7%	1 6.7%	3 20.0%	1 6.7%	2 13.3%	4 26.7%	7 46.7%	15 100.0%
合計	9 1.0%	22 2.5%	41 4.7%	88 10.1%	99 11.3%	1 0.1%	92 10.5%	6 0.7%	93 10.6%	12 1.4%	42 4.8%	13 1.5%	12 1.4%	161 18.4%	481 55.0%	874 100.0%

⑬初めて親になった年齢

初めて親になった年齢について一覧にしています。母子世帯・父子世帯ともに「27歳～30歳」が最も多い結果となりました。

	10代	20～23歳	24～26歳	27～30歳	31～34歳	35～39歳	40歳以上	無回答	合計
母子世帯	6 3.8%	23 14.5%	36 22.6%	53 33.3%	20 12.6%	13 8.2%	7 4.4%	1 0.6%	159 100.0%
父子世帯	0 0.0%	3 8.3%	5 13.9%	12 33.3%	4 11.1%	3 8.3%	9 25.0%	0 0.0%	36 100.0%
2世代世帯	9 1.5%	54 8.8%	105 17.2%	232 37.9%	134 21.9%	44 7.2%	32 5.2%	2 0.3%	612 100.0%
3世代世帯	1 1.9%	1 1.9%	10 19.2%	19 36.5%	15 28.8%	4 7.7%	2 3.8%	0 0.0%	52 100.0%
その他	1 6.7%	2 13.3%	1 6.7%	6 40.0%	2 13.3%	1 6.7%	2 13.3%	0 0.0%	15 100.0%
合計	17 1.9%	83 9.5%	157 18.0%	322 36.8%	175 20.0%	65 7.4%	52 5.9%	3 0.3%	874 100.0%

⑭相談相手や相談先(複数回答)

相談相手や相談先について一覧にしています。

	配偶者・パートナー	自分の親	配偶者・パートナーの親	きょうだい・その他の親戚	近隣に住む知人や友人	近隣に住んでいない知人や友人	職場関係者	学校の先生・スクールカウンセラー	子育て講座(小・中学生を持つ保護者対象)等を担当するリーダーや職員等	公的機関や役所の相談員	学童保育の指導員	地域の民生委員・児童委員	民間の支援団体	民間のカウンセラー・電話相談	医療機関の医師や看護師	インターネットのサイトへの書き込み	その他	相談できる相手がない	有効回答数
母子世帯	42 26.4%	96 60.4%	7 4.4%	67 42.1%	57 35.8%	35 22.0%	29 18.2%	14 8.8%	1 0.6%	5 3.1%	1 0.6%	3 1.9%	3 1.9%	3 1.9%	5 3.1%	3 1.9%	4 2.5%	8 5.0%	159 100.0%
父子世帯	23 63.9%	24 66.7%	8 22.2%	7 19.4%	8 22.2%	6 16.7%	9 25.0%	3 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.8%	36 100.0%
2世代世帯	514 84.0%	399 65.2%	130 21.2%	222 36.3%	278 45.4%	123 20.1%	113 18.5%	52 8.5%	4 0.7%	9 1.5%	7 1.1%	0 0.0%	5 0.8%	3 0.5%	16 2.6%	5 0.8%	6 1.0%	9 1.5%	612 100.0%
3世代世帯	49 94.2%	35 67.3%	12 23.1%	21 40.4%	29 55.8%	8 15.4%	12 23.1%	5 9.6%	0 0.0%	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.9%	2 3.8%	1 1.9%	0 0.0%	52 100.0%
その他	6 40.0%	11 73.3%	1 6.7%	8 53.3%	7 46.7%	2 13.3%	4 26.7%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 6.7%	0 0.0%	15 100.0%
合計	634 72.5%	565 64.6%	158 18.1%	325 37.2%	379 43.4%	174 19.9%	167 19.1%	75 8.6%	5 0.6%	15 1.7%	8 0.9%	3 0.3%	8 0.9%	6 0.7%	22 2.5%	10 1.1%	12 1.4%	18 2.1%	874 100.0%

⑮近所づきあいについて

近所づきあいについて一覧にしています。母子世帯では「道で会えばあいさつするくらいの人がある」が最も多く、父子世帯では「たまに立ち話をするくらいの人がある」が最も多い結果でした。

	困っているときは、相談したり助け合ったりする人がある	買い物や地域の行事などを一緒に行ったたりする気合う人がある	たまに立ち話をするくらいの人がある	道で会えばあいさつするくらいの人がある	近所づきあいはほとんどしていない	その他	無回答	合計
母子世帯	28 17.6%	10 6.3%	41 25.8%	50 31.4%	28 17.6%	1 0.6%	1 0.6%	159 100.0%
父子世帯	7 19.4%	2 5.6%	13 36.1%	12 33.3%	2 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	36 100.0%
2世代世帯	142 23.2%	65 10.6%	220 35.9%	148 24.2%	35 5.7%	1 0.2%	1 0.2%	612 100.0%
3世代世帯	10 19.2%	5 9.6%	19 36.5%	18 34.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	52 100.0%
その他	3 20.0%	0 0.0%	6 40.0%	4 26.7%	1 6.7%	0 0.0%	1 6.7%	15 100.0%
合計	190 21.7%	82 9.4%	299 34.2%	232 26.5%	66 7.6%	2 0.2%	3 0.3%	874 100.0%

⑯地域に支えられていると感じるか

地域に支えられていると感じるかについて一覧にしています。

	感じる	感じない	無回答	合計
母子世帯	79 49.7%	80 50.3%	0 0.0%	159 100.0%
父子世帯	21 58.3%	15 41.7%	0 0.0%	36 100.0%
2世代世帯	348 56.9%	256 41.8%	8 1.3%	612 100.0%
3世代世帯	33 63.5%	17 32.7%	2 3.8%	52 100.0%
その他	9 60.0%	3 20.0%	3 20.0%	15 100.0%
合計	490 56.1%	371 42.4%	13 1.5%	874 100.0%

⑰生活を楽しんでいるか

生活を楽しんでいるかについて一覧にしています。母子世帯・父子世帯ともに「楽しんでいる」が最も多い結果でした。

	とても楽しんでいる	楽しんでいる	あまり楽しんでいる	楽しんでいる	わからない	無回答	合計
母子世帯	14 8.8%	86 54.1%	35 22.0%	11 6.9%	12 7.5%	1 0.6%	159 100.0%
父子世帯	10 27.8%	14 38.9%	9 25.0%	0 0.0%	3 8.3%	0 0.0%	36 100.0%
2世代世帯	98 16.0%	358 58.5%	82 13.4%	24 3.9%	49 8.0%	1 0.2%	612 100.0%
3世代世帯	9 17.3%	27 51.9%	8 15.4%	1 1.9%	7 13.5%	0 0.0%	52 100.0%
その他	1 6.7%	9 60.0%	4 26.7%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	15 100.0%
合計	132 15.1%	494 56.5%	138 15.8%	37 4.2%	71 8.1%	2 0.2%	874 100.0%

⑱養育費の受け取り状況

養育費の受け取り状況について一覧にしています。母子世帯・父子世帯ともに「受けたことはない」が最も多い結果でした。

	受けている	受けたことがある	受けたことはない	無回答	合計
母子世帯	12 7.5%	12 7.5%	100 62.9%	35 22.0%	159 100.0%
父子世帯	0 0.0%	0 0.0%	29 80.6%	7 19.4%	36 100.0%
2世代世帯	0 0.0%	5 0.8%	491 80.2%	116 19.0%	612 100.0%
3世代世帯	0 0.0%	0 0.0%	38 73.1%	14 26.9%	52 100.0%
その他	2 13.3%	3 20.0%	9 60.0%	1 6.7%	15 100.0%
合計	14 1.6%	20 2.3%	667 76.3%	173 19.8%	874 100.0%

⑲世帯収入

世帯収入について一覧にしています。

	50万円未満	50~100万円未満	100~150万円未満	150~200万円未満	200~250万円未満	250~300万円未満	300~350万円未満	350~400万円未満	400~450万円未満	450~500万円未満	500~550万円未満	550~600万円未満	600~650万円未満	650~700万円未満	700~750万円未満	750~800万円未満	800~850万円未満	850~900万円未満	900~950万円未満	1,000万円以上	わからない	無回答	合計	
母子世帯	5 3.1%	7 4.4%	13 8.2%	22 13.8%	22 13.8%	12 7.5%	16 10.1%	8 5.0%	5 3.1%	6 3.8%	8 5.0%	1 0.6%	6 3.8%	2 1.3%	0 0.0%	2 1.3%	1 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 2.5%	9 5.7%	10 6.3%	159 100.0%
父子世帯	1 2.8%	0 0.0%	2 5.6%	0 0.0%	5 5.6%	2 2.8%	2 5.6%	2 5.6%	2 5.6%	4 11.1%	4 11.1%	4 11.1%	2 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 2.8%	2 2.8%	0 0.0%	2 2.8%	8 8.3%	3 8.3%	3 2.8%	1 2.8%	36 100.0%
2世代世帯	6 1.0%	3 0.5%	4 0.7%	10 1.6%	17 2.8%	17 2.8%	38 6.2%	51 8.3%	40 6.5%	65 10.6%	46 7.5%	31 5.1%	36 5.9%	33 5.4%	25 4.1%	21 3.4%	9 1.5%	8 1.3%	10 1.6%	33 5.4%	38 6.2%	10 11.6%	71 100.0%	
3世代世帯	0 0.0%	1 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.8%	2 3.8%	3 5.8%	9 17.3%	1 1.9%	9 17.3%	1 1.9%	2 3.8%	5 9.6%	3 5.8%	0 0.0%	3 5.8%	1 1.9%	1 1.9%	1 1.9%	2 3.8%	5 9.6%	5 1.9%	1 1.9%	52 100.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	4 26.7%	3 20.0%	3 6.7%	1 6.7%	0 0.0%	2 13.3%	1 6.7%	0 0.0%	0 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 6.7%	0 0.0%	0 6.7%	1 6.7%	15 100.0%
合計	12 1.4%	11 1.3%	19 2.2%	33 3.8%	47 5.4%	35 4.0%	60 6.9%	70 8.0%	50 5.7%	85 9.7%	59 6.8%	39 4.5%	49 5.6%	38 4.3%	25 2.9%	27 3.1%	12 1.4%	9 1.0%	12 1.4%	11 1.4%	55 6.3%	84 9.6%	874 100.0%	

## 2. ひとり親家庭の自立支援に関する制度・サービス

1) 福祉事務所 (母子・父子自立支援員)	母子・父子家庭、寡婦の方に対して、専門的知識を有する母子・父子自立支援員が生活の安定、自立のための相談に応じています。	【問合せ先】 東福祉事務所 子育て支援係 TEL 072-988-6619 FAX 072-988-6671
2) 母子生活支援施設	配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で 18 歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。	中福祉事務所 子育て支援係 TEL 072-960-9274 FAX 072-964-7110  西福祉事務所 子育て支援係 TEL 06-6784-7982 FAX 06-6784-7677
3) 子ども見守り相談センター	子どものしつけ、養育、言語や発達、学校生活、家族関係、児童虐待のこと等、18 歳未満の子どもと家族に関する相談、サービスの紹介を行っています。	【問合せ先】 子どもすこやか部 子ども見守り相談センター TEL 06-4309-3197・3252 FAX 06-4309-3818
4) 東大阪市母子福祉推進委員	地域の身近な相談者として、各小学校の通学区域ごとに 1 名ずつ市長が委嘱している母子福祉推進委員が相談に応じています。	【問合せ先】 子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課 TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817
5) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	技能習得資金、生活資金、就学支度資金、修学資金等、母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方および 40 歳以上の配偶者のない女子を対象にした貸付金制度です。	【問合せ先】 子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課 TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817
6) 自立支援教育訓練給付金	就職に結びつく可能性の高いと思われる指定講座（教育訓練給付講座）を受講した場合に、受講料の 6 割相当額（上限 20 万円）が支給されます。	東福祉事務所 子育て支援係 TEL 072-988-6619 FAX 072-988-6671
7) 高等職業訓練促進給付金等	市の指定する就職に有利な資格の取得をめざし、1 年以上修業する場合に、高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。指定する資格は、当該職種への就労が見込まれる専門的な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）です。	中福祉事務所 子育て支援係 TEL 072-960-9274 FAX 072-964-7110
8) 就業支援講習会	自立促進と生活の安定を図るために、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とした講座（簿記、調剤事務、パソコン、介護職員初任者研修等）および面接セミナー等を開催しています。	西福祉事務所 子育て支援係 TEL 06-6784-7982 FAX 06-6784-7677

<p>9) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)</p>	<p>保護者が出産、疾病、事故および災害等(ショートステイ)、仕事のため帰宅が常に夜間にわたるなど(トワイライトステイ)、一時的に家庭において児童の養育が困難となった場合に、児童を預けることができます。(所得に応じて負担あり)</p>	<p>【問合せ先】 子どもすこやか部 子ども見守り相談センター TEL 06-4309-3197・3252 FAX 06-4309-3818</p>
<p>10) コミュニティソーシャルワーカー</p>	<p>援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親等に対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援を行います。</p>	<p>【問合せ先】 福祉部 地域福祉課 TEL 06-4309-3181 FAX 06-4309-3815  東大阪市社会福祉協議会 TEL 06-6789-7201 FAX 06-6789-2924</p>
<p>11) 民生委員・児童委員・主任児童員</p>	<p>生活上のことや子どものこと等の相談に応じています。</p>	<p>【問合せ先】 生活支援部 生活福祉室 生活福祉課 TEL 06-4309-3182 FAX 06-4309-3848  東大阪市社会福祉協議会 TEL 06-6789-7201 FAX 06-6789-2924</p>
<p>12) 児童扶養手当</p>	<p>ひとり親家庭の父又は母が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(児童が政令で定める程度の障害がある場合は20歳未満)を監護するときに支給されます。なお、所得が一定額以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止されます。</p>	<p>【問合せ先】 市民生活部 国民年金課 TEL 06-4309-3165 FAX 06-4309-3805</p>
<p>13) ひとり親家庭医療費助成</p>	<p>児童扶養手当、遺族年金等を受けているひとり親家庭(父、母または養育者とその子)の方が、医療機関等で医療を受けたとき、健康保険の自己負担分を助成するものです。</p>	<p>【問合せ先】 市民生活部 医療助成課 TEL 06-4309-3166 FAX 06-4309-3805</p>
<p>14) 奨学金、学費減免等</p>	<p>修学に必要な資金の貸付、減免の制度です。</p>	<p>【問合せ先】 教育委員会 学事課 支援チーム TEL 06-4309-3272 FAX 06-4309-3838</p>
<p>15) 生活福祉資金貸付</p>	<p>低所得者層、身体障害者対策の一環として、福祉資金、教育支援金等の必要な資金を低利で貸付します。</p>	<p>【問合せ先】 東大阪市社会福祉協議会 TEL 06-6789-7201 FAX 06-6789-2924</p>
<p>16) 生活困窮者レスキュー事業</p>	<p>公的制度やサービスによる支援が受けられず、生命に関わる緊急・窮迫した制度の狭間の生活困窮状況にあり、他に支援する手段がなく支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合に対して「経済的援助(現物給付)」による支援を実施します。</p>	<p>【問合せ先】 大阪府社会福祉協議会 TEL 06-6762-9488 FAX 06-6762-9472</p>

17) ファミリー・サポート・センター事業	育児等の援助を行いたい人と、援助を受けたい人とがお互いに会員になって助け合うグループを支援するシステムです。会員に登録すると「依頼会員」は「援助会員」に、保育施設への送迎等のサポートを受けることができます。(有料)	【問合せ先】 東大阪市ファミリー・サポート・センター TEL 06-6785-2625 FAX 06-6789-5611
18) 大阪府東大阪子ども家庭センター	養育困難、児童虐待、子どもの障害、非行、不登校、しつけ、里親相談等子どもに関する全般の相談に応じています。	【問合せ先】 大阪府東大阪子ども家庭センター TEL 06-6721-1966 FAX 06-6720-3411
19) 大阪府女性相談センター	DVの被害者や女性からの電話や来所による相談を受け、必要に応じて緊急一時保護や婦人保護施設への入所等、自立に向けた支援を行っています。	【問合せ先】 大阪府女性相談センター TEL 06-6949-6022
20) 大阪府母子・父子福祉センター	自立を支援するための就業相談、ひとり親家庭相談、法律相談、養育費の相談などを行っています。	【問合せ先】 大阪府母子・父子福祉センター TEL 06-6748-0263 FAX 06-6748-0264
21) 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭の親を対象に、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを実施し、円滑な就職につなげます。	【問合せ先】 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター TEL 06-6748-0263 FAX 06-6748-0264
22) 公共職業安定所(ハローワーク)	就職の促進を図るため、きめ細かな職業相談、職業紹介等を行っています。また、職業訓練に関する情報提供を行っています。	【問合せ先】 布施公共職業安定所 TEL 06-6782-4221 FAX 06-6783-6768
23) マザーズハローワーク	子育てをしながら就職を希望する女性等を対象に、職業相談や職業紹介を行っています。	【問合せ先】 大阪マザーズハローワーク TEL 06-7653-1098 FAX 06-7653-1561
24) 母子世帯向け府営住宅	府営住宅の入居募集を一般世帯向け募集とは別に行っています。なお、収入基準、家賃等は一般の府営住宅と同じです。	問合せ先については、大阪府ウェブサイトをご覧ください。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/kanrisharisuto/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/kanrisharisuto/index.html</a>
25) 養育費・離婚前相談事業	離婚前相談から養育費、親権問題等ひとり親特有の相談に対し、弁護士による相談窓口を毎月開設するとともに、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて弁護士による法律相談窓口を開設し、養育費の確保及び相談支援の充実等を行っています。	【問合せ先】 子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課 TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817
26) 養育費確保支援事業	継続した養育費支払いの履行確保を図ることを目的に、ひとり親家庭を対象に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用の初年度分を補助します。なお、1件当たりの補助の上限額は50,000円です。	

※掲載している内容は、令和3年3月時点のものです。

### 3. 児童扶養手当現況届時アンケート結果の概要

---

#### 1. 調査の趣旨

本アンケート調査は、ひとり親家庭の方を対象として、家庭の状況や生活の様子などを確認するために、児童扶養手当現況届時（令和2年8月3日～17日実施）にアンケートを配布し、記入してもらいましたが、回収数が少ないため、参考値として把握しています。

- 調査対象者：児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の保護者。
- 回収数：62

#### 2. 回答者の属性

回答者の属性に関する回答結果は以下のとおりとなっています。

問. あなたの性別を教えてください。

	回答数	構成比
男性	4	6.5%
女性	58	93.5%
その他		0.0%
答えたくない		0.0%
無回答		0.0%
合計	62	100.0%

回答者の性別をみると、「女性」が93.5%、「男性」が6.5%となり、アンケートの回答者は女性が多くなっています。

### 3. 単純集計結果

各設問の主な単純集計結果について、以下のとおり、(1) 免許・資格・技能について (2) 養育費・面会交流について (3) 生活全般・各種制度について (4) 新型コロナウイルスによる生活への影響について、に分けて整理しました。

#### (1) 免許・資格・技能について

問. あなたが今後習得したい免許・資格・技能はどれですか。(当てはまるもの全てに○)

	回答数	構成比
看護師(准看護師)	7	11.3%
保健師		0.0%
調理師	3	4.8%
栄養士	3	4.8%
歯科衛生士		0.0%
保育士	2	3.2%
理容師・美容師	3	4.8%
ケアマネージャー	6	9.7%
介護職員(初任者研修)	4	6.5%
介護福祉士	4	6.5%
理学療法士	1	1.6%
作業療法士		0.0%
簿記	3	4.8%
医療事務	3	4.8%
パソコン	6	9.7%
教員	1	1.6%
自動車運転免許	11	17.7%
特になし	17	27.4%
その他	3	4.8%
無回答	3	4.8%
有効回答数	62	100.0%

今後、何らかの免許・資格・技能を身につけたいと考えている割合は67.8%あり、回答は、比較的、様々な分野に分散されています。その中でも多かったのは、「自動車運転免許」で17.7%、「看護師(准看護師)」で11.3%でした。

#### (2) 養育費・面会交流について

問. 離婚や未婚による理由で、ひとり親家庭になられた方にお聞きします。

あなたは養育費をいくら位受け取っていますか。

	回答数	構成比
受け取っている	15	24.2%
時々受け取っている	4	6.5%
受け取っていない	42	67.7%
無回答	1	1.6%
合計	62	100.0%

養育費を「受け取っている」「時々受け取っている」方の割合は3割程度でした。受け取っている養育費の額は、最高で12万円、最低で3千円で、平均すると約4万5千円でした。



問. 養育費を受け取っておられない方にお聞きします。

その理由は何ですか。(当てはまるもの全てに○)

	回答数	構成比
自分の収入で経済的に問題なかったから	2	4.8%
相手方との交渉がわずらわしかったから	12	28.6%
相手に支払う意思がなかったから	12	28.6%
相手に支払う資力がなかったから	9	21.4%
養育費を請求できとは思わなかったから	2	4.8%
子どもを引き取った方が負担するものと思っていたから	1	2.4%
交渉がまとまらなかったから	3	7.1%
現在交渉中、又は今後交渉予定であるから		0.0%
相手から身体的・精神的暴力を受けたから	3	7.1%
相手と関わりたくないから	18	42.9%
その他	5	11.9%
無回答	1	2.4%
有効回答数	42	100.0%

養育費を受け取っていない割合は約7割ですが、その理由として最も多かった回答は「相手と関わりたくないから」で42.9%、次いで「相手方との交渉がわずらわしかったから」「相手に支払う意思がなかったから」で28.6%でした。

問. 面会交流の実施状況について、当てはまるものに○をつけてください。

	回答数	構成比
現在、面会交流を行っている	21	33.9%
過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない	8	12.9%
面会交流は行っていない	24	38.7%
無回答	9	14.5%
合計	62	100.0%

面会交流の実施状況ですが「現在、面会交流を行っている」と回答した方は33.9%でした。一方で、「面会交流は行っていない」と回答した方は38.7%でした。

(3) 生活全般・各種制度について

問. ご自身及びお子さんのことで、困っていることはありますか。(当てはまるもの全てに○)

【ご自身のことでの困りごと】		
	回答数	構成比
住居(家賃が高い)	6	9.7%
住居(狭いなど住環境が悪い)	11	17.7%
家計(就労収入が少ない)	34	54.8%
家計(児童扶養手当が少ない)	6	9.7%
家計(年金が少ない)		0.0%
家計(養育費が少ない)	4	6.5%
仕事	11	17.7%
家事	9	14.5%
健康	8	12.9%
医療費が高い	2	3.2%
親族の介護・健康	1	1.6%
その他	3	4.8%
特に悩みはない	7	11.3%
無回答	1	1.6%
有効回答数	62	100.0%

【お子さんのことでの困りごと】		
	回答数	構成比
しつけ	12	19.4%
教育・進学(経済的理由)	26	41.9%
教育・進学(その他の理由)	9	14.5%
就職	4	6.5%
非行・問題行動	1	1.6%
不登校・ひきこもり	6	9.7%
健康	5	8.1%
食事・栄養	2	3.2%
結婚問題		0.0%
その他	3	4.8%
特に悩みはない	17	27.4%
無回答	3	4.8%
有効回答数	62	100.0%

ご自身のことでの困りごととして最も多かったのは「家計(就労収入が少ない)」で54.8%、次いで「住居(狭いなど住環境が悪い)」「仕事」で17.7%でした。

お子さんのことでの困りごととして最も多かったのは「教育・進学(経済的理由)」で41.9%である一方で、次いで多かった回答は「特に悩みはない」で27.4%でした。

問. 不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことがありますか。

下記の当てはまるもの1つに○をつけてください。

	回答数	構成比
よくある	4	6.5%
時々ある	35	56.5%
ほとんどない	16	25.8%
ない	7	11.3%
無回答		0.0%
合計	62	100.0%

不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうことがあるかでは「時々ある」が最も多い回答で56.5%でした。

問. あなた自身が自立や生活の安定を図るためには、どのような支援策を望まれますか。

(当てはまるもの全てに○)

	回答数	構成比
気軽に相談できる場所や相談体制の充実	15	24.2%
夜間・土日祝日における相談体制の拡充	12	19.4%
子育てに関する相談窓口の拡充	7	11.3%
就労に関する情報提供・相談窓口の拡充	14	22.6%
当事者同士で情報交換・相談ができる場の充実	2	3.2%
各種制度・サービスに関する広報の充実	11	17.7%
保育所への優先入所の推進、延長・休日・一時保育の充実	5	8.1%
病(後)児保育の充実	8	12.9%
年金・児童扶養手当の拡充	25	40.3%
児童扶養手当の所得要件を本人のみに限定するなど要件緩和	10	16.1%
子どもの就学援助の拡充	30	48.4%
子どもの学習支援	11	17.7%
正規雇用での就労機会の拡充	20	32.3%
母子家庭の母等の雇用を促進する企業への支援	14	22.6%
職業訓練・受講料補助など経済的支援の拡充	8	12.9%
職業訓練や技能講習など機会の充実	7	11.3%
家事・子育て援助ヘルパー等の充実	4	6.5%
医療費負担の軽減	15	24.2%
公営住宅の増設・優先入居の推進	22	35.5%
ひとり親家庭等の人権施策の推進	5	8.1%
その他	1	1.6%
無回答	5	8.1%
有効回答数	62	100.0%

自立や生活の安定を図るために、どのような支援策を望むかとの質問に最も多かった回答は「子どもの就学援助の拡充」で48.4%、次いで「年金・児童扶養手当の拡充」で40.3%、「公営住宅の増設・優先入居の推進」で35.5%、「正規雇用での就労機会の拡充」で32.3%でした。

#### (4) 新型コロナウイルスによる生活への影響について

問. 新型コロナウイルスによる生活への影響はありましたか。(当てはまるもの全てに○)

	回答数	構成比
(職場都合により)仕事を休業した(している)	12	19.4%
(子どもの養育のために)仕事を休業した(している)	4	6.5%
失業した(している)	3	4.8%
収入が減少した	28	45.2%
食費がかさんだ	34	54.8%
光熱費がかさんだ	33	53.2%
自粛により精神的に体調を崩した	2	3.2%
預貯金を切り崩した	17	27.4%
資格取得や転職を諦めた	1	1.6%
経済的に困窮におちいった	3	4.8%
影響はなかった	9	14.5%
その他	1	1.6%
無回答		0.0%
有効回答数	62	100.0%

新型コロナウイルスによる生活への影響として最も多かった回答は、「食費がかさんだ」で54.8%、次いで「光熱費がかさんだ」で53.2%、「収入が減少した」で45.2%でした。

問. 子育てにおいて新型コロナウイルスの影響を受けて不安や心配なことはありましたか。  
(当てはまるもの全てに○)

	回答数	構成比
子どもの学力の低下	26	41.9%
子どものスマホやゲームの時間が増えた	39	62.9%
子どもの体を動かす時間が減った	34	54.8%
子どもにイライラやストレスを向けてしまった	3	4.8%
子どもの生活のリズムが乱れた	21	33.9%
その他	4	6.5%
無回答	7	11.3%
有効回答数	62	100.0%

子育てにおいて新型コロナウイルスの影響を受けて不安や心配なことはあったかの質問に対して最も多かった回答は、「子どものスマホやゲームの時間が増えた」で62.9%で、次いで「子どもの体を動かす時間が減った」で54.8%、「子どもの学力の低下」で41.9%でした。

## 4. 計画に関する条例、規則

---

### 東大阪市社会福祉審議会条例

平成17年1月21日東大阪市条例第2号

改正

平成26年6月30日条例第28号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選によってこれを定める。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成26年6月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 東大阪市社会福祉審議会規則

平成17年1月31日東大阪市規則第1号  
改正

平成17年3月31日規則第27号

平成24年3月29日規則第16号

平成26年9月30日規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日規則第51号) 抄

この規則は、平成26年10月1日から施行する。



## 5. 委員名簿

---

### 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

◎会長、○会長代理

(50音順、敬称略)

委員氏名	所属団体等
○井上 寿美	大阪大谷大学 教育学部 教授
太田 淑美	東大阪市母子寡婦福祉会 副会長
勝山 真介	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市立障害児者支援センター センター長
◎中川 千恵美	大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授
福田 実加	東大阪労働団体連絡協議会委員
山田 祥隆	東大阪市福祉施設会 会長
好川 智也	東大阪市私立保育会 会長
吉田 聖子	東大阪市議会議員

## 6. 計画策定経緯

---

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、全2回の審議を行いました。

回数	開催日	内容
第1回	令和2年7月14日（火）	第4次計画の策定について 児童扶養手当現況届出時における当事者アンケート 調査の実施について
第2回	令和2年10月28日（水）	第4次計画素案の検討

第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画

---

発行：令和3年3月

東大阪市子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課

東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL：06-4309-3194 FAX：06-4309-3817

E-mail：kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp

